

自由金利型期日指定定期預金

平成29年6月30日現在

1. 商品名	・期日指定定期預金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・最長3年(据置期間1年) ・満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。但し、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要です。 ・預入時の申出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1,000円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算とします。
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (但し、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の[2年以上]の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所にお問合せ下さい。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ・この預金及び通帳・証書は、他行(庫・組合)等からの借入の担保とすることはできません。 ・預金保険制度の決済用預金以外の保護対象預金として、他の保護対象預金と合算して元本1,000万円までとその利息・給付補てん金が保護されます。

自由金利型期日指定定期預金中途解約利率一覧

平成29年6月30日現在

中途解約までの期間		解約日の普通預金利率	
6ヵ月未満		2年以上利率 × 40 %	
6ヵ月以上	～ 1年未満	2年以上利率 × 50 %	
1年以上	～ 1年6ヵ月未満	2年以上利率 × 60 %	
1年6ヵ月以上	～ 2年未満	2年以上利率 × 70 %	
2年以上	～ 2年6ヵ月未満	2年以上利率 × 90 %	
2年6ヵ月以上	～ 3年未満		

※小数点第三位以下切捨て

※1年毎の複利計算となります。

《参考》保険事故発生時における預金者からの相殺について

- この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
- 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。(通帳式の場合、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに提出してください。)
 - ②複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保されている債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときにはその定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

※通帳式の預金取引の場合は、上記条項中の「証書」の文言は「通帳」と表示します。